○国土交通省告示第千百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社浪速ポンプ製作所　福井事業所	福井県坂井市三国町池上112	内燃機関の冷却ポンプ	平成27年11月28日から平成32年11月27日まで
〃	〃	内燃機関の潤滑油ポンプ	〃
〃	〃	燃料油移送ポンプ	〃
〃	〃	ビルジポンプ	〃

○国土交通省告示第千百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表の四の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第十三号及び第十四号」を「第二号から第八号の二及び第十三号から第十四号の二」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年十一月二十五日」に改め、同表の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十三号及び第十四号」を「第一号から第十号及び第十三号から第十四号の二」に改め、同項業務区域欄中「岐阜県」を「富山県、石川県、福井県、岐阜県」に、「岡山県」を「鳥取県、島根県、岡山県」に、「広島県福山市、広島県尾道市、広島県三原市」を「広島県、山口県」に、「及び熊本県」を「、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

同　広島支店　広島県広島市中区本川町二丁目六番五号

同項指定をした日欄中「平成二十三年十二月五日」を「平成二十七年十一月二十五日」に改める。

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　島尻安伊子

文部科学大臣鰐浦海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

衆議院議員　鳩山邦夫

アルゼンチン国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十七年十二月二十四日までとする

特命全権大使　多賀敏行

同　久枝譲治

願により本官を免ずる（各通）（以上十二月八日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から十月二十三日ザンビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十六日御閣下へ答信があつた。

天皇陛下から九月十八日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十七日御閣下へ答信があつた。

天皇陛下から十一月二日ドミニカ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十七日御答信があつた。

天皇陛下から十一月二十日レバノン国首相（閣僚会議の長）へ発せられた御祝電に対し、十二月三日御答信があつた。

御答電

天皇陛下から八月十四日インドネシア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十六日御答電があつた。

天皇陛下から十月九日サウジアラビア国二聖モスク天皇電が発せられた御弔電に対し、十一月二日御答電があつた。

天皇陛下から十月九日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御弔電に対し、十一月二日御答電があつた。

官庁発表

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、労働協約改定の要求に関して、平成27年12月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（愛知県、京都府、大阪府、福岡県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 12 月 11 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国家試験

平成 27 年度土地区画整理士技術検定合格者

土地区画整理士技術検定規則第６条の規定により、平成27年度土地区画整理士技術検定に合格した者の受検番号を次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 11 日

国土交通大臣　石井　啓一

30001	30005	30008	30012	30019
30022	30025	30026	30027	30028
30033	30035	30038	30043	30046
30049	30055	30057	30058	30068
30071	30072	30082	30086	30091
30092	30119	30146	30147	30156
30157	30162	30170	30179	33001
33003	33004	35002	35003	35004
35005	36001	36004	36006	36008
36009	36011	36014	36017	36019
36020	36021	36022	36026	36028
36030	36031	36032	36037	36040
36041	36042	36043	50007	50018
50022	50026	50030	50033	50035
50041	50043	50046	50047	50048
56002	56004	56005	56006	56009
60013	60016	60017	60019	60026
65002	66002	66003	66006	90003
90006	90008	90030	90031	90033
96004	96005	96006		

平成 28 年度土地区画整理士技術検定の実施

平成28年度土地区画整理士技術検定（学科試験及び実地試験）の実施について、土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 11 日

国土交通大臣　石井　啓一

１．検定日　平成28年９月４日（日）

２．検定地　東京、名古屋、大阪、福岡

３．申込受付期間　平成28年５月６日（金）～５月20日（金）

４．検定実施機関　（一財）全国建設研修センター区画整理試験課　〒187－8540　東京都小平市喜平町２－１－２　電話番号042－300－6866（代表）

５．合格者発表　平成28年12月９日（金）に実地試験合格者を官報で公告するとともに、（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。また、学科試験のみ合格者についても（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。

６．その他　試験の詳細については、（一財）全国建設研修センターの発行する「受検の手引」を参照すること。

海事代理士試験合格者

平成27年海事代理士試験の合格者を次のとおり決定したので、海事代理士試験規程（昭和26年運輸省令第81号）第５条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月 11 日

国土交通大臣　石井　啓一

（北海）	7	（北海）	8	（東北）	2
（東北）	6	（東北）	8	（東北）	9
（東北）	10	（関東）	3	（関東）	4
（関東）	5	（関東）	8	（関東）	9
（関東）	15	（関東）	19	（関東）	23
（関東）	24	（関東）	28	（関東）	35
（関東）	36	（関東）	38	（関東）	42
（関東）	43	（関東）	45	（関東）	49
（関東）	61	（関東）	63	（関東）	64
（関東）	71	（関東）	75	（関東）	76
（関東）	85	（関東）	88	（関東）	94
（関東）	95	（関東）	101	（関東）	103
（関東）	107	（関東）	110	（関東）	111
（関東）	113	（関東）	115	（関東）	123